

11 環境

表11-1 ごみ処理状況

単位：人、t、台

資源対策課調

年 度	収集人口	総排出量	処理方法		業務体制	
			高 座	その他の	車両	人 員
21年度	128,810	36,489	27,418	9,071	28	53
22年度	129,436	35,065	26,466	8,599	28	53
23年度	129,543	35,079	26,783	8,296	28	53
24年度	129,887	34,819	26,734	8,085	28	53
25年度	129,778	36,116	27,488	8,628	28	53

※収集人口、各年10月1日現在。

表11-2 資源物収集量

単位：人、t

資源対策課調

年 度	収集人口	計	アルミ缶	スチール缶	瓶	紙類	布類	ペットボトル	プラスチック製容器包装	その他
21年度	128,810	7,713	199	248	912	4,051	608	442	1,037	216
22年度	129,436	7,252	208	235	885	3,629	620	437	1,043	195
23年度	129,543	7,105	197	236	882	3,394	658	453	1,050	235
24年度	129,887	6,945	204	224	849	3,303	613	457	1,057	238
25年度	129,778	7,563	200	222	842	3,594	566	467	1,027	645

※収集人口、各年10月1日現在。

表11-3 集団資源回収量

単位：t

資源対策課調

年 度	計	アルミ缶	スチール缶	瓶	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	布類
21年度	1,302	26	1	1	846	187	192	21	28
22年度	1,288	27	1	1	804	202	197	3	53
23年度	1,191	26	2	1	711	200	191	3	57
24年度	1,140	24	2	1	675	191	187	4	56
25年度	1,065	23	2	1	623	185	177	3	51

表11-4 公害苦情受付件数

単位：件

環境政策課調

年 度	計	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他の
21年度	47	12	2	—	13	3	—	14	3
22年度	33	3	2	—	13	7	—	7	1
23年度	25	8	—	—	7	3	—	7	—
24年度	20	1	1	—	9	5	—	4	—
25年度	21	9	2	—	2	1	—	6	1

表11-5 光化学スモッグ注意報発令回数

単位：回

環境政策課調

年 度	神奈川県	座間市
21年度	4	2
22年度	10	5
23年度	5	2
24年度	5	1
25年度	16	5

表11-6 大気環境 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果

環境政策課調

年 度	年平均(ppm)	1時間の日平均値が0.04ppm以下の		1時間値が0.1ppm以下の		日平均値の2%除外値(ppm)	環境基準の適否
		日 数	割合 (%)	時間数	割合 (%)		
21年度	0.005	361	100	8,657	100	0.008	適
22年度	0.001	362	100	8,651	100	0.002	適
23年度	0.001	360	100	8,582	100	0.003	適
24年度	0.001	361	100	8,643	100	0.003	適

※SO₂は無色で刺激臭がある気体で、空気より重い。正常な人であれば、3 ppmになると臭気がはっきり分かる。SO₂は大気中で酸化され無水硫酸 (SO₃) となり、水分が存在すると硫酸 (H₂SO₄) に変化し、大気中で硫酸ミストや酸性雨となる。

※1 ppm (Parts Per Millionの略) = 0.0001%。1 m³の空気中に 1 cm³のSO₂が混ざった場合のSO₂濃度。

※SO₂の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で1時間値が0.1ppm以下。

※25年4月1日で測定廃止。

表11-7 大気環境 窒素酸化物 (NOx) の測定結果

環境政策課調

年 度	NOの年平均値(ppm)	NO ₂ の年平均値(ppm)	NOxの年平均値(ppm)	NO ₂ の日平均値の年間98%値(ppm)	NO ₂ の日平均値が0.06ppm超の		NO ₂ の日平均値が0.04～0.06ppmの		環境基準 適 否
					日 数	割合 (%)	日 数	割合 (%)	
21年度	0.004	0.018	0.022	0.033	—	—	—	—	適
22年度	0.003	0.017	0.02	0.031	—	—	—	—	適
23年度	0.004	0.016	0.02	0.034	—	—	—	—	適
24年度	0.003	0.015	0.018	0.032	—	—	1	0.3	適
25年度	0.003	0.014	0.017	0.03	—	—	—	—	適

※窒素酸化物 (NOx) は窒素と酸素の化合物で、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) などがある。この物質は直接人体に吸い込まれると、5ppm程度でも呼吸器官が刺激を受けるとされている。

※二酸化窒素 (NO₂) の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲またはそれ以下であること。

表11-8 大気環境 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果 (年平均値の推移)単位 : $\mu\text{g} \cdot \text{NO}_2 / \text{日} / 100\text{cm}^2\text{TEA} \cdot \text{P}$

環境政策課調

観測地点	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
座間小学校	29.1	30.9	27.9	20.9	21.3
座間中学校	30.7	35.7	31.6	23.0	23.7
栗原小学校	38.9	53.1	50.7	29.1	32.9
東原保育園	65.2	58.7	48.9	33.2	36.8
東中学校	46.6	58.1	49.1	41.4	43.7
小松原保育園	52.4	43.4	37.8	27.5	26.6
相模野小学校	32.0	43.2	37.4	25.8	27.7
相模中学校	36.2	43.8	35.4	21.2	29.0
北地区文化センター前	42.0	45.6	25.5	18.1	20.4
相武台団地入口	88.7	81.0	58.9	35.1	48.1
小松原二丁目バス停前	66.4	62.4	54.2	37.7	38.6
東原プール前	109.2	91.7	68.5	55.0	56.9
立野台歩道橋下	50.1	35.7	34.1	28.4	27.8
鈴鹿歩道橋下	62.9	49.2	45.8	31.1	31.2
深井戸5号井	39.7	31.3	29.6	22.3	22.6

※二酸化窒素 (NO₂) は大気汚染の主物質であり、光化学スモッグが問題となってから、その1次汚染物質として注目されるようになった。県および市の自動測定器のほかに、簡易測定のトリエタノールアミン・プレート法による測定を毎月1回実施。

※観測地点の「小松原二丁目バス停前」は、「スリーエフ小松原店前」から名称変更。

表11-9 大気環境 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

環境政策課調

年 度	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の98%値 (mg/m ³)	環境基準の適否
21年度	8,573	0.013	0.184	0.038	適
22年度	8,677	0.016	0.091	0.041	適
23年度	8,701	0.015	0.076	0.041	適
24年度	8,142	0.014	0.102	0.035	適
25年度	8,673	0.016	0.115	0.048	適

※浮遊粒子状物質 (SPM) とは空気中に浮遊している固体状粒子。

※SPMの環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下かつ1時間値が0.20mg/m³以下。

表11-10 大気環境 炭化水素 (HC) の測定結果

環境政策課調

年 度	全HC年 平均値 (ppmC)	メタン 年平均値 (ppmC)	年平均値 (ppmC)	非メタン			
				6～9時の3時間平均			
				年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	0.31ppmCを越えた	
21年度	2.08	1.89	0.19	0.19	0.63	25	7.0
22年度	2.07	1.89	0.19	0.20	2.83	29	8.0
23年度	2.07	1.89	0.17	0.18	0.73	25	7.2

※炭化水素 (HC) とは炭素と水素を含んだ有機化合物の総称で、メタン (CH_4) とメタン以外の物質に分けられる。

※24年度から神奈川県観測打ち切り。

表11-11 大気環境 光化学オキシダント (OX) の測定結果

環境政策課調

年 度	測定日数	昼間の測定時間数	昼間の1時間値が0.06ppmを越えた		昼間の1時間値が0.12ppm以上の		1時間値の最高値(ppm)	環境基準の適否
			日 数	時間数	日 数	時間数		
21年度	365	5,391	74	389	1	4	0.140	不 適
22年度	365	5,392	79	426	4	9	0.148	不 適
23年度	364	5,406	75	391	2	5	0.135	不 適
24年度	365	5,403	79	364	—	—	0.114	不 適
25年度	364	5,382	85	408	1	3	0.138	不 適

※光化学オキシダント (OX) の環境基準は、1時間値が0.06ppm以下。

※毎年夏になると注意報が発令されており、OXは依然として環境基準を満たしていない。

表11-12 河川環境 河川の水質

環境政策課調

調査項目	鳩川下流		目久尻川下流	
	環境基準値	測定値	環境基準値	測定値
調査日時	—	26年3月11日	—	26年3月11日
観測項目				
天 候	—	晴れ	—	晴れ
前日の天候	—	晴れ	—	晴れ
採水時刻	—	15 : 37	—	9 : 28
気温 (°C)	—	10.0	—	5.0
水温 (°C)	—	10.5	—	13.5
外 観	—	異常なし	—	異常なし
色 相	—	無色透明	—	無色透明
臭 気	—	無臭	—	無臭
透視度 (cm)	—	> 100	—	> 100
人の健康の保護に関する項目				
カドミウム	0.01mg/L以下	< 0.0003	0.01mg/L以下	< 0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出
鉛	0.01mg/L以下	< 0.005	0.01mg/L以下	< 0.005
六価クロム	0.05mg/L以下	< 0.02	0.05mg/L以下	< 0.02
砒 素	0.01mg/L以下	< 0.005	0.01mg/L以下	< 0.005
総水銀	0.0005mg/L以下	< 0.0005	0.0005mg/L以下	< 0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	< 0.002	0.02mg/L以下	< 0.002
四塩化炭素	0.002mg/L以下	< 0.0002	0.002mg/L以下	< 0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	< 0.0004	0.004mg/L以下	< 0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	< 0.01	0.02mg/L以下	< 0.01
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	< 0.004	0.04mg/L以下	< 0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	< 0.0005	1mg/L以下	< 0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	< 0.0006	0.006mg/L以下	< 0.0006
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	< 0.002	0.03mg/L以下	< 0.002
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.0005	0.01mg/L以下	0.0005
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	< 0.0002	0.002mg/L以下	< 0.0002
チウラム	0.006mg/L以下	< 0.0006	0.006mg/L以下	< 0.0006
シマジン	0.003mg/L以下	< 0.0003	0.003mg/L以下	< 0.0003
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	< 0.002	0.02mg/L以下	< 0.002
ベンゼン	0.01mg/L以下	< 0.001	0.01mg/L以下	< 0.001
セレン	0.01mg/L以下	< 0.002	0.01mg/L以下	< 0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	5.3	10mg/L以下	5.7
ふっ素	0.8mg/L以下	0.10	0.8mg/L以下	< 0.08
ほう素	1mg/L以下	0.02	1mg/L以下	< 0.02
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	< 0.005	0.05 mg/L以下	< 0.005

表11-12 河川環境 河川の水質 (続き)

環境政策課調

調査項目	鳩川下流		目久尻川下流	
	環境基準値	測定値	環境基準値	測定値
生活環境に関する項目				
pH	6.5～8.5	9.2	*6.5～8.5	7.7
BOD	2mg/L以下	0.9	3mg/L以下	0.8
COD	—	2.6	—	1.5
SS	25mg/L以下	125mg/L以下	5	
DO	7.5mg/L以上	15.2	5mg/L以上	10.4
大腸菌群数(MPN／100mL)	1,000 MPN/100mL以下	2.3×10^2	5,000MPN/100mL以下	2.3×10^4 *
n-ヘキサン抽出物質	—	< 0.5	—	< 0.5
全燐	—	0.28	—	0.074
その他の項目				
陰イオン界面活性剤	—	0.033	—	< 0.03
磷酸態燐	—	0.20	—	0.053
フェノール類	—	< 0.005	—	< 0.005
総クロム	—	< 0.02	—	< 0.02
亜鉛	—	0.004	—	0.004
銅	—	< 0.01	—	< 0.01
ニッケル	—	< 0.008	—	< 0.008
溶解性鉄	—	0.05	—	< 0.02
溶解性マンガン	—	< 0.01	—	< 0.01

※*は、環境基準を超えた結果。

【用語の解説】

- 人の健康の保護に関する項目…人の健康を保護するうえで望ましい基準。全公共用水域について27項目が定められている。
- 生活環境に関する項目…生活環境を保全するうえで望ましい基準。河川については、5項目が設定されている。
- カドミウム (Cd) …青白色の光沢を持つ柔らかい金属。地殻中の存在量は約0.02mg/kgとわずかだが、亜鉛と共に存する形で自然界に広く分布しており、特に汚染を受けていない地表水や地下水にも、亜鉛の1/100から1/150程度の量（約0.1～0.5 μg/L）が含まれているといわれている。主な用途としては、顔料、プラスチック、電池、金属加工等がある。人体に対する毒性は強く、急性毒性では数グラムの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。公害病として有名なイタイイタイ病は、慢性中毒による腎機能障害、カルシウム代謝異常に、妊娠、授乳、栄養素としてのカルシウム不足などの要因が重なって発症した重症の骨軟化症とされている。
- シアン (CN) …水中のシアンは、シアンイオン (CN⁻)、シアン化水素 (HCN)、金属シアノ錯体、有機シアノ化合物等の形で存在する。主な用途としては、金属の精錬、電気メッキ、写真用薬品、医薬品製造の中間体等がある。シアンは、青酸カリ (KCN) に代表されるように、毒性が強く成人の経口致死量はシアン化水素で50～60mg/人といわれている。また、微量でも水生生物に障害を与える。
- 鉛 (Pb) …蒼白色のやわらかく重い金属で、地殻中の存在量は約13mg/kgである。古くから人類に利用されてきた金属の一つで、現在でもそのさびにくさ、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては貧血や、中枢神経等への影響がある。
- 六価クロム (Cr⁶⁺) …クロムは、銀白色の硬くて脆い金属で、地殻中の存在量は、約100mg/Lである。水中のクロムは通常3価と6価のイオンの形で存在する。このうち6価のものは主にクロム酸イオン (CrO₄²⁻) や重クロム酸イオン (Cr₂O₇²⁻) の形をとり、特にpHが酸性のときは酸化力が強く、有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液や、クロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されている。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中隔穿孔、肺がん等がある。

- 砒素 (As) …地殻中の存在量は1.8mg/kgで多くは硫化物として産出する。海水中には $2\text{ }\mu\text{g/L}$ 程度含まれているが、一般河川にはあまり含まれていない。しかし、温泉水など火山地帯の地下水には数十mg/Lの高濃度で含まれていることがある。砒素は昔から毒薬として知られてきたが、現在では半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤など広く利用されている。人体への影響としては、皮膚の色素沈着、下痢や便秘等がある。
- 総水銀 (Hg) …総水銀は無機水銀と次項で述べる有機水銀をあわせたものである。水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属です。地殻中の存在量は約0.08mg/kgで主に赤色硫化物である辰砂 (HgS) として産出する。水銀は古くから知られており、防腐、消毒等に使用されてきた。また金鉱山での金の精錬にも使用されてきた。現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。水銀化合物中には昇こう (HgCl_2) のように強い毒性を持つものが有る。また慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。
- PCB(ポリ塩化ビフェニル)…粘性のある油状物質で、天然には存在しない合成有機塩素化合物である。熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されていた。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあり、PCBは脂肪組織への蓄積率が高いため、症状は長期にわたるといわれている。また、胎盤透過性があり、乳汁中にも排泄されるため、胎児や乳児にも障害が及ぶとされている。昭和43年に西日本を中心として発生したカネミ油症事件は、米ぬか油の製造過程でPCBが混入したことが原因とされている。
- 1,1,1-トリクロロエタン ($\text{CH}_3\text{-CCl}_3$) …揮発性有機塩素系化合物の一種で、甘い臭いを持つ無色透明の液体。主な用途としては、金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤等がある。人体への影響としては中枢神経障害が知られている。廃液等による地下水汚染が懸念されている。また、四塩化炭素と同様に、オゾン破壊物質としてモントリオール議定書にリストアップされている。
- トリクロロエチレン (トリクレン、 CHCl=CCl_3) …揮発性有機塩素系化合物の一種で、無色透明の液体。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出、染料の溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。また、廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。
- pH (水素イオン濃度) …液体中の水素イオン濃度を表す値。7を中性とし、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性を示す。
- BOD (生物化学的酸素要求量、Biochemical Oxygen Demandの略) …河川水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機性酸化物とガスに分解し、安定化されるときに必要とされる酸素量。値が大きくなれば、汚濁物質が多く含まれる。水質の汚濁の指針として用いられる。
- COD (化学的酸素要求量、Chemical Oxygen Demandの略) …海や湖沼などの水質汚濁の状態を示す数値。水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を表し、値が高いほど汚染物質が多く含まれる。
- SS (浮遊物質量、Suspended Solidsの略) …水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこととで、水を汚濁させている物質をいう。粘土鉱物、プランクトンやその死骸、有機物、金属の沈殿物が含まれる。

表11-13 地下水環境 有機塩素系化合物地下水汚染状況

単位 : mg/L

[地下水]

環境政策課調

採水場所	用 途	採水日	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
環境基準			0.03以下	0.01以下	1以下
栗 原	工業用水	11月 14 日	0.002 未満	0.0030	0.0005 未満
栗 原	営業用水	10月 9 日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
栗 原	その他	10月 9 日	0.002 未満	0.0005	0.0005 未満
栗 原	営業用水	10月 9 日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
栗 原	農業用水	10月 9 日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
栗 原	工業用水	11月 14 日	0.002 未満	0.0048	0.0005 未満
相模が丘 3丁目	営業用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0018	0.0005 未満
相模が丘 4丁目	その他	9月 25 日	0.002 未満	0.0022	0.0005 未満
相模が丘 6丁目	営業用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0016	0.0005 未満
立野台 3丁目	池用水	10月 9 日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
緑ヶ丘 4丁目	営業用水	11月 15 日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
広野台 1丁目	その他	9月 25 日	0.002 未満	0.0021	0.0005 未満
広野台 1丁目	営業用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0035	0.0005 未満
広野台 2丁目	営業用水	11月 14 日	0.002 未満	0.0040	0.0005 未満
小松原 1丁目	工業用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0009	0.0005 未満
小松原 1丁目	営業用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0016	0.0005 未満
小松原 1丁目	営業用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0018	0.0005 未満
小松原 2丁目	工業用水	11月 14 日	0.002 未満	0.0062	0.0005 未満
小松原 2丁目	工業用水	11月 14 日	0.002 未満	0.0054	0.0005 未満
小松原 2丁目	工業用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0029	0.0005 未満
座間 1丁目	その他	11月 14 日	0.002 未満	0.0020	0.0005 未満
入谷 1丁目	生活用水	11月 14 日	0.002 未満	0.0044	0.0005 未満
入谷 3丁目	池用水	10月 9 日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
ひばりが丘 1丁目	その他	9月 25 日	0.002 未満	0.0033	0.0005 未満
ひばりが丘 2丁目	生活用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
ひばりが丘 4丁目	工業用水	11月 15 日	0.002 未満	0.0033	0.0005 未満
ひばりが丘 4丁目	工業用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0034	0.0005 未満
ひばりが丘 4丁目	工業用水	9月 25 日	0.002 未満	0.0024	0.0005 未満
東原 3丁目	営業用水	10月 9 日	0.002 未満	0.0013	0.0005 未満
さがみ野 1丁目	営業用水	10月 9 日	0.002 未満	0.0025	0.0005 未満
西栗原 1丁目	営業用水	11月 15 日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
西栗原 2丁目	農業用水	10月 9 日	0.002 未満	0.0008	0.0005 未満
調査井戸数			32	32	32
環境基準超過井戸数			—	—	—
超過率 (%)			—	—	—

※数値に*があるものは、環境基準超過を示す。

表11-13 地下水環境 有機塩素系化合物地下水汚染状況 (続き)

単位 : mg / L

[湧水]

環境政策課調

調査地点	調査日	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
環境基準		0.03以下	0.01以下	1以下
栗原	11月14日	0.002 未満	0.0007	0.0005 未満
栗原	10月9日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
入谷 1丁目	11月14日	0.002 未満	0.0026	0.0005 未満
入谷 1丁目	11月14日	0.002 未満	0.014 *	0.0005 未満
入谷 1丁目	11月14日	0.002 未満	0.0056	0.0005 未満
入谷 1丁目	11月14日	0.002 未満	0.0037	0.0005 未満
入谷 5丁目	11月14日	0.002 未満	0.0017	0.0005 未満
南栗原 4丁目	10月9日	0.002 未満	0.0015	0.0005 未満
調査湧水数		8	8	8
環境基準超過湧水数		—	1	—
超過率 (%)		—	12.5	—

※数値に*があるものは、環境基準超過を示す。

表11-14 地下水環境 有害物質使用事業場数（座間市の地下水を保全する条例に基づく届け出状況）

(26年3月31日現在) 環境政策課調

業種	事業場数	使用している有害物質の種類
総数	48	
食料品製造業	1	カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、有機燐※1、鉛※2、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀※3、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素※4、アンモニア・硝酸※5
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	P C B
化学工業	5	シアノ化合物、P C B、鉛※2、砒素及びその化合物、水銀※3、ベンゼン、アンモニア・硝酸※5
鉄鋼業	1	P C B
金属製品製造業	5	シアノ化合物、六価クロム化合物、P C B、ジクロロメタン、ほう素※4
はん用機械器具製造業	2	P C B
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	鉛※2、P C B
電気機械器具製造業	7	鉛※2、P C B、
情報通信機械器具製造業	1	P C B
輸送用機械器具製造業	6	鉛※2、P C B、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
その他の製造業	3	ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、ほう素※4
電気業	1	P C B
鉄道業	1	P C B
学術・開発研究機関	1	カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、鉛※2、六価クロム化合物、水銀※3、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5
技術サービス業	5	カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、鉛※2、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀※3、P C B、ジクロロメタン、ベンゼン、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5
洗濯・理容・美容・浴場業	3	テトラクロロエチレン
医療業	1	P C B
社会保険・社会福祉・介護事業	1	P C B
地方公務	1	シアノ化合物、鉛※2、水銀※3、P C B、四塩化炭素、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5

※1 有機燐（リン）化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）

※2 鉛及びその化合物

※3 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

※4 ほう素及びその化合物

※5 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

表11-15 地下水環境 井戸の設置者数（座間市の地下水を保全する条例に基づく届け出状況）

(26年3月31日現在) 環境政策課調

区分	井戸の設置者	うち地下水採取事業者	
		事業者数	所有井戸数
事業者数		55	30
所有井戸数		82	57

表11-16 ダイオキシン類の状況 大気環境調査

単位: pg-TEQ/m³ 環境政策課調
〔調査期間 26年1月29日午前10時～2月5日午前10時〕

調査地点	ダイオキシン類			環境基準	平均気温(°C)	平均湿度(%)	風向	平均風速(m/s)
	PCDDs +PCDFs	Co-PCBs	合計					
四ツ谷配水管理所	0.039	0.0030	0.042		6.8	75.3	北	1.0
消防署北分署	0.025	0.0025	0.028	0.6以下	7.5	65.3	北北東	1.2
東地区文化センター	0.031	0.0027	0.034		7.5	65.9	北北東	1.4

※一般にポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類対策特別措置法では、これにコプラナー-PCBを含めて「ダイオキシン類」と定義している。これらは毒性が極めて強い化学物質で、主に廃棄物焼却炉から発生する。

表11-17 ダイオキシン類の状況 土壌環境調査

単位: pg-TEQ/g 環境政策課調
〔調査日 26年2月4日〕

調査地点	ダイオキシン類			環境基準
	PCDDs+PCDFs	Co-PCBs	合計	
相模が丘第1公園	1.9	0.52	2.4	
小松原新開公園	1.3	0.23	1.5	1,000以下
東原第2公園	8.1	1.3	9.4	

表11-18 ダイオキシン類の状況 地下水環境調査

単位: pg-TEQ/L 環境政策課調
〔調査日 26年2月3日〕

調査地点	ダイオキシン類			環境基準
	PCDDs+PCDFs	Co-PCBs	合計	
相模が丘2丁目	0.039	0.0027	0.042	
小松原2丁目	0.039	0.0027	0.042	1以下
ひばりが丘4丁目	0.039	0.0027	0.042	